

第 8 号議案 定款変更に伴う監事監査規程の廃止について

1. 廃止の理由

定款の一部変更に基づき、当組合の監事監査規程は、総代会の承認事項から、理事会への報告事項へ変更となる。

よって、平成 30 年 6 月 23 日付で創設等のご承認をいただいた監事監査規程につき廃止をお願いするものである。

本議案については、監事の協議による決定に基づいている。また、新たな監事監査規程は、下記 2.廃止の日以降、速やかに理事会へ報告される予定である。

なお、現行の監事監査規程から新たな監事監査規程への変更箇所については、当該規程の改廃に関する第 53 条のみであり、その内容は以下のとおりである。従って、新たな監事監査規程の提示は省略する。

新	旧
<p>(規程の改廃)</p> <p>第 53 条 本規程の改廃は、監事会で監事全員の一致による決議を経て行い、理事会に報告するものとする。</p>	<p>(規程の変更)</p> <p>第 53 条 本規程の変更は、監事会で監事全員の一致による決議を経て、総代会の承認を受けるものとする。</p>
<p>(附則)</p> <p>1. 本規程は、定款変更の効力が生じた日(令和元年〇月〇日)から実施する。</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 本規程は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。</p>
<p>(削除)</p> <p>2. 本規程において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本規程において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、平成 31 年 9 月末までの間は、「会計監査人」とあるのは「全国中央会」と読み替えるものとする。</p> <p>3. 本規程において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本規程において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。</p>

2. 廃止の日

定款変更の効力が生じた日に廃止する。